

令和4年6月

美里町教育委員会定例会議事録

令和4年6月教育委員会定例会議

日 時 令和4年6月27日（月曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（4名）

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代理者 留 守 広 行

2番 委 員 佐 藤 キ ヨ

3番 委 員 大 森 真智子

欠席（1名）

4番 委 員 佐々木 忠 夫

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼

学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課長兼総務係長事務取扱 伊 藤 博 人

教育総務課学校教育係長 森 陽 祐

教育総務課管理係長兼

学校教育環境整備室技術主査 佐 藤 敏 次

教育総務課主事 青 山 裕 也

教育総務課主事 伊 藤 大 樹

学校教育専門指導員 阿 部 毅

青少年教育相談員 門 脇 宏

特別支援教育専門員 伊 藤 淳

傍 聴 者 なし

議事日程

- ・ 令和4年5月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和4年5月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

- 第 2 教育長報告
 - 第 3 報告第 1 2 号 令和 4 年度美里町議会 6 月会議について
 - 第 4 報告第 1 3 号 新型コロナウイルス感染症について
 - 第 5 報告第 1 4 号 区域外就学について
 - 第 6 報告第 1 5 号 指定校の変更について
 - 第 7 報告第 1 6 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（5 月分）について
 - 第 8 報告第 1 7 号 基礎学力向上等について
 - 第 9 報告第 1 8 号 美里町新中学校整備等事業について
 - 第 1 0 報告第 1 9 号 美里町新中学校開校準備委員会について
 - 第 1 1 報告第 2 0 号 美里町立小学校 E S D（環境教育）推進事業の実施について
 - 第 1 2 報告第 2 1 号 行政文書開示請求について
 - ・ 協議事項
 - 第 1 3 令和 5 年度使用教科用図書採択について
 - 第 1 4 団体からの質問について
 - 第 1 5 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
 - 第 1 6 職員の人事管理について
 - ・ その他
 - 行事予定等について
 - 令和 4 年 7 月美里町教育委員会定例会の開催日について
 - ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

- ・ 令和4年5月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和4年5月教育委員会定例会議事録の承認
- 第 1 議事録署名委員の指名
- ・ 報告
- 第 2 教育長報告
- 第 3 報告第12号 令和4年度美里町議会6月会議について
- 第 4 報告第13号 新型コロナウイルス感染症について
- 第 8 報告第17号 基礎学力向上等について
- 第 9 報告第18号 美里町新中学校整備等事業について
- 第10 報告第19号 美里町新中学校開校準備委員会について
- 第11 報告第20号 美里町立小学校ESD（環境教育）推進事業の実施について
- 第12 報告第21号 行政文書開示請求について
- ・ 協議事項
- 第13 令和5年度使用教科用図書の採択について
- 第14 団体からの質問について
- 第15 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
- 第16 職員の人事管理について
- ・ その他
- 行事予定等について
- 令和4年7月美里町教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- 第 5 報告第14号 区域外就学について
- 第 6 報告第15号 指定校の変更について
- 第 7 報告第16号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（5月分）について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） ちょっと1分ぐらい早いですがけれども、始めさせてもらいたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

今日は令和4年度6月教育委員会定例会ということでご参集をいただきました。大変ありがとうございます。

大分外は気温が一気に30度超えというようなところで、日本のあるところでは40度近くになっているところもあるようです。今日はなおさら足元の悪い中お集まりをいただきました。本当にありがとうございます。

なお、留守委員におかれましては、先日行われました美里町議会の6月会議、私ちょっと体調不良で欠席させていただきました。留守委員にご出席をいただきましていろいろと一般質問に対しての答弁をしていただいたわけでございます。本当にありがとうございます。

そういうことで、暑かったり寒かったりということもありますので、まずは熱中症、そしてコロナウイルスの感染予防、体調管理をしっかりと行っていかなければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今日一つだけ話題として、ある本を見ていましたら、「人一倍敏感な子」というのがありました。HSCというんだそうですね、頭文字を取りますと。これは病気でも何でもなくて、生まれつきの特徴であるということで、大人になっても変わらないというふうなことが最近判明してきたようです。似ているのが、感覚的に敏感というのが発達障害なんかとちょっと誤解される面があるそうなんです。でも、研究の中でいろいろと発見されてきた内容を見ると、例えば不登校に陥ったときに、その原因となるのがいじめに遭ったりとか、先生と相性も悪くないんだけど学校に行こうとするとおなかが痛くなるとか、そういったことをよく耳にしました。こういったことがかなりの割合でHSCの症状なんだということなんです。それでまずひとつこの解消という部分をどう考えるかということは、40人学級ですから、先生は一斉に指導していますから、その子だけに特別扱いをできるわけがないんですよ。だからそれは普通の子供たちにも言えることなので、全ての子供にとって必要な支援なんだよということが最近研究なされているようです。これは富山県の富山病院の心療内科の先生が書いた記事、論説の中にそういったものがあったということで、私たちもこのHSCという部分がどういうものなのか、もう少し調べていかななくてはならないなと思っているところです。そういったことでいろいろな病気があるんだなと、病気ということではないというさっきのお話でしたので、そういった症状といますか、あるんだなと。考えてみますと大人でもやっぱりあるんだなと

いうふうにも思うこともあると思います

では、ここから座って進めさせていただきたいと思います。

ただいまから令和4年6月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含めまして4名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、4番委員の佐々木忠夫委員でございますが、ただいま入院加療中ということでございますので、本委員会は欠席する旨のご連絡がございました。

それから、説明員としまして教育次長、教育総務課長、教育総務課主事、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

なお、会議の途中で説明員として事務局職員が出席することがありますので、予めご承知いただけますようお願いいたします。

それでは、本日の会議を始めます。

まず、令和4年5月の教育委員会定例会議事録の承認でございますが、どうでしょうか、何か修正点ございましたでしょうか。

もしなければ承認をいただいてよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、所定の手続をよろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 日程第1、議事録署名委員の指名でございます。

美里町教育委員会会議規則によりまして、教育長が指名をさせていただきます。1番留守委員、2番佐藤委員に今回お願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） では、報告事項に入ります。

報告事項、日程第2、教育長報告でございます。

教育長報告につきましては資料どおりでございます。

まず、主な報告事項の1点目の教科用採択関係、こちらは後ほど協議事項で詳細説明をさせていただきます

2点目の議会の6月会議につきましても、後ほど事務局のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

それから、4つ目の小・中学校が夏季休業に入るわけでございますが、毎年のように学校を閉鎖して日直を置かない期間を北部教育事務所管内で定めているところですが、教職員の先生方につきましては、職務の専念義務を免除する規定がございまして、5日間ということでございますが、町の職員については4日間になっています。学校は教職員だけではありませんので、そちらのほうとの整合性も取っていく必要があるということで、北部の2市4町の教育長さん方でちょっと話をしてみたんですが、8月11日というのは祝日になっているんですね。日程を見ますと、12日が金曜日、15、16の3日間を取ると連続で6日間、祝日、土日を挟んで取ることができるということで、5日間の夏季休業、職専免の部分については残りの2日は職員希望日でいいんじゃないかというふうなところで整備をさせていただいたところがございます。中にはこの2日間を学校独自で定めるということも全然問題ないと思えますので、それぞれの学校でお決めになってもいいんじゃないかなと思っております。

ところが、これは教職員組合のほうから、北部教育事務所管内だけがこの3日間の取得で、残りは5日間取っている、前倒しで9、10取って、15日までというふうな規定にしたらしいんですが、そこで先ほど言いましたが、学校施設というのは県費職員だけではないんですね。ですから、その辺のことについてもう一度5日に教育長連絡会がありますので、再度議論しようということになりました。そういうことでございますので、いいというところで決めてきたんですが、なかなか申立てするところもあるということでございますので、調整が必要だということでございます。

7番目の新型コロナウイルス関係については、後ほど次長のほうから説明をさせていただきます。

大きいのが9番目、教職員免許法の一部改正が5月11日に決定されまして、もうすぐ7月1日から免許制度の規定が削除されるということになるわけでありまして。ですから、更新手続が必要になってくるということでございます。ただし、研修機会を確保とか、いろいろなこと

が明示されておりますので、教育委員会としても関わっていかなくてはならない部分があるということでございます。

それから、10番目、ちょっと字が間違っておりまして、括弧の中の「前年退」というところが退出の退ではなくて対の字になりますので訂正をお願いしたいと思います。

このように試験日、発表日、2次募集の試験日が決まっておりますが、来週、中学3年生を対象に高校入学の説明会を予定しております。中央コミュニティセンターでやる予定としております。

それから、高等学校の再編の関係でこのように2つの高等学校が一つになる見通しのようでございます。

最後に、中学校の校長会から要望書が提出されておりますので、添付させていただいておりますのでご覧いただければというふうに思います。

教育長報告につきましては以上でございます。何かご質問ございますでしょうか。特によろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、以上で教育長の報告、報告済みというふうにさせていただきたいと思っております。

日程 第3 報告第12号 令和4年度美里町議会6月会議について

○教育長（大友義孝） では、次に、日程第3、報告第12号 令和4年度美里町議会6月会議について報告をさせていただきます。では、教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長兼総務係長事務取扱（伊藤博人） 皆さん、どうもこんにちは。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、私から日程第3、報告第12号 令和4年度美里町議会6月会議についてご報告申し上げます。お手元の資料の左上に報告第12号と書いた資料をご覧いただければと思います。

こちら、表紙につきましては、会議の期間及び審議の予定表を取りまとめた資料となっております。

日程につきましては、令和4年6月14日と15日の2日間で、表紙をめくっていただけれ

ばと思います。1 ページ目、議事日程第 1 号として、1 4 日は一般質問、次をめくっていただいて、2 ページ目の記載をご覧ください。議事日程第 2 号としまして、6 月 1 5 日は、一般質問と議案審議、2 日間で開催されたところでございます。

3 ページをご覧ください。

こちらが一般質問の発言の順番です。今回の会議では 4 人の議員からご質問をいただいたところです。

4 ページ以降につきましては、各議員のご質問に対しての関連する答弁内容についてまとめたものであります。

こちらの中の 4 ページから 1 0 ページ、こちらに関しましては赤坂議員からのご質問に対する答弁となり、質問の内容としましては、主に新中学校開校準備委員に関するご質問と、現在の 3 中学校の維持管理費と運営費、新中学校の維持管理費と運営費の 2 点についてご質問をいただき、お答えしたところであります。こちらの中の 6 ページから 1 0 ページの 3 点のご質問につきましては、町長部局より答弁したものであります。

続きまして、1 1 ページをご覧ください。

鈴木議員からは、5 月 2 1 日の河北新報の記事に町内で熊が出没しましたという情報の記事が掲載されましたが、こちらに関連して、出没に対する町の対応についてご質問をいただいたところです。その各質問の中の 1 点で、幼稚園、小中学校への教育委員会としての対応についてのご質問があり、お答えしたところあります。

次に、1 2 ページ、こちらにつきましては、村松議員から今後の教育環境整備についてのご質問がございました。こちらの資料 1 2 ページから 1 3 ページについては町長部局よりお答えし、1 4 ページの学校給食整備についての今後の在り方や方向性について、老朽化の進んでいる給食施設や設備に対する考え方についてお答えしたところあります。

ほか、こちらの資料には添付しておりませんが、4 人目の伊藤議員のご質問につきましては町長部局が回答したところではありますが、こちら戻っていただいて 3 ページ目の一般質問の順序をご覧くださいと思いますが、ここの中の質問順 4 番目、伊藤議員の質問項目の中の大きい 2 点目、スポーツ振興に関するご質問、こちらの中に国の地方スポーツ振興費補助金の補助金の活用についてのご質問がございました。この補助金につきましては、今年度中学校における部活動指導員の配置支援事業を申請予定としており、議員からは、ほかメニューについても情報収集し、アンテナを高くしながら活用について検討を進めていただきたい旨のご意見をいただきました。

続きまして、15ページ以降をご覧くださいと思います。

こちらは一般質問以降の議案について資料をまとめております。こちら表紙をめくっていただきますと目次がついておりまして、今回は、議案第2号美里町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例、ほかには、議案第6号令和4年度美里町一般会計補正予算案について関連しますことからご報告させていただきます。

ページをめくっていただければと思います。

こちらは議案第2号美里町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例として上程した資料となります。これにつきましては、さきの教育委員会定例会においてご協議いただきました、奨学資金の貸付けを受けた者が償還期日までに奨学資金を償還しなかった場合の違約金の利率を年10%から年3%に改めるものであり、議員全員の賛成をもって可決いただいたところです。

ページを進めていただきまして、17ページをご覧くださいと思います。

こちらは一般会計補正予算の議案となります。

ページを開いて進めていただいて、割り振りしてあるページ、27ページと28ページをご覧ください。

こちらにつきましては、補正予算の中の歳入の項目となりまして、関連項目としましては上の段の表第14款国庫支出金の第2項国庫補助金第5目教育費国庫補助金の小学校管理費補助金と中学校管理費補助金、こちらは小学校が292万5,000円、中学校が135万円、歳入で補正しております。

次に、中段の第15款県支出金の第2項県補助金第2目民生費補助金では、これまで定例会においてご説明させていただきました、魅力ある学校づくり調査研究業委託金として67万1,000円の補正をいたしました。

歳入の最後としまして、表の下段、第20款諸収入、その中の雑入で幼稚園入園児童他市町村負担金89万4,000円を補正いたしました。これにつきましては、当初予算で他市町村在住児童の広域入園に関わる他市町村負担金の計上が漏れていたことからの補正となっております。

この歳入に対応した歳出予算の補正が33ページから36ページとなります。

まず、33ページ、34ページをご覧くださいと思います。

こちらのページの一番下の細かい表ですが、第10款教育費第1項教育総務費で67万3,000円補正したところであります。

ページ開いていただいて、35ページ、36ページをご覧くださいと思います。

この補正につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました魅力ある学校づくり調査研究事業に係る補正となっております、ページ上段右上に記載しております内容としまして、旅費と事務用品、印刷製本費となっております。

続きまして、第10款教育費第2項小学校費と第3項中学校費に新型コロナウイルス感染症対策費として、小学校が585万円、中学校が270万円を補正いたしました。これは、各学校における新型コロナウイルス対策としてウエットティッシュや消毒の購入を予定するものであります。

最後に下の段、教育費の第4項幼稚園費につきましては、先ほど歳入でご説明させていただきました、他市町村在住児童の広域入園に関わる他市町村負担金と、新型コロナウイルス感染症対策費として財源の組替えを行ったものであります。

補正予算につきましても、議員全員の賛成をもって可決いただいたところです。

以上、簡単ではありますがご報告とさせていただきます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、この報告につきまして何かご意見ございますでしょうか。特段よろしいですか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、ご意見、質問、特段ないということですので、以上をもって報告済みというふうにさせていただきます。

それでは、次に日程第5のほうに入るわけでございますが、日程第5の報告第14号と日程第6報告第15号並びに日程第7報告16号の3か件につきましては、内容が秘密会相当に値するのではないかというふうに思っております。この3か件につきまして、秘密会という形を取らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、承認をいただきましたので、3つの、ごめんなさい、その前にもう一つありました。

日程 第4 報告第13号 新型コロナウイルス感染症について

○教育長（大友義孝） 戻りまして、日程第4報告第13号 新型コロナウイルス感染症について報告をさせていただきます。教育次長、お願いします。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから新型コロナウイルス感染症についてということでご説明をさせていただきます。

6月10日以降、陽性者の発生していないという状況がこれまで続いているというところがございます。非常に落ちついてきたのかなというふうなところがございます。それで、先日6月21日に発生が10日間ないということもございまして、町長部局の健康福祉課コロナ対策室と協議をいたしまして、衛生管理マニュアル、もともとレベル2ということで対応していたのですが、この状況を見てレベル1相当であろうということで、レベル1の対応ということで、6月21日付で各小中学校、幼稚園にその対応に移行してくださいということでお話をしております。ですので、レベル1の対応を現在それぞれで行っていただいているというところがございます。ただ、付け加えているのは、熱中症が非常に心配される時期になってございますので、これにつきましては配慮してくださいということで通知の中でお伝えしております。これは、登下校時も含めて距離が取れていればマスクの着用は必要ないというところがございますので、体育の時間は当然でございますけれども、しっかりと熱中症対策をしながら対応してほしいというところでご通知しているところがございます。

あとは、教育長の資料の後ろから2枚目に、子供たちの接種率について書いてございますけれども、それはご覧いただいたと思いますので、そのような状態だと。5月いっぱい、それまでの状況ということで書いてあるものでございますので、よろしくお願ひしたいということでございます。

非常に落ちついてきているのですが、今後どう変化があるかということとは分かりませんので、しっかりと注視しながら、国・県の動き、通知等々を確認しながらしっかりと対応してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいまの報告について何か。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないですね。では、以上で報告済みというふうにさせていただきます。

【秘密会】

日程 第5 報告第14号 区域外就学について

日程 第6 報告第15号 指定校の変更について

日程 第7 報告第16号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（5月分）について

○教育長（大友義孝） それでは、これより日程第5に入るわけですが、この日程第5、日程第6、日程第7の3か件について、秘密会にしたいというふうに考えております。秘密会という形にさせてもらってよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、これより3件分秘密会というふうにさせていただきます。

では、ここで若干休憩を取らせていただきます。30分に再開ということで、次からは秘密会ではなくて公開の会議というふうにさせていただきます。では、休憩に入ります。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時30分

○教育長（大友義孝） では、再開いたします。

日程 第8 報告第17号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） では、日程第8、報告第17号 基礎学力向上等について報告をお願いいたします。では、阿部先生、お願いいたします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 私のほうからは3点につきましてです。

1点目ですが、前回6月1日発行でお渡ししました「美里町の教育」について、2か所修正が必要だった部分がありまして、先日告示でお届けした中には差し替えたものが入っておりま

したのでお願いしたいと思います。なお、配送しました場所には修正面を受け入れて、全て修正している状態でございます。ご理解ください。

2つ目です。2つ目は、2学期制についての保護者及び児童生徒のアンケートの実施ということでございます。昨年10月の時点で2学期制の施行の段階の状況調査を教職員向けに行ったわけです。その趣旨にもありますように、5つの視点、観点についての質問をいたしましたところ、特に1から4までについてはおおむね良好であって、目的の一つである100日程度の長いスパンの中での学習という部分が、教職員側からとしては理想的な部分に近づいているのではないかとございまして。ただ、そのときにも委員さん方からもありましたように、保護者や子供たちの受け止め方というのはどうなのかということで、昨年は施行後まだ8か月ぐらいの段階でしたので、1年経過した中でよりよく2学期制が実施されるように、保護者と子供たちの意見を集めて、次年度の計画の策定の参考にしていってもらえるように実施を進めてまいります。

対象は、保護者は全員ということで小・中それぞれの立場でということで質問するわけなんですが、児童生徒のほうについては、ちょっと下の学年がなかなか分かりづらい部分があるので、高学年の、4、5、6年生という形ではどうかということでございます。

回答方法はGoogleフォームという形で入力をしていただくようになってございます。児童生徒のほうは学校の中で、保護者のほうについては夏休み中にかかりますが7月31日までの中で、子供たちがタブレットを持ち帰る可能性が高いので、今後校長会議などでそういうこともお話ししながら、保護者の方もタブレットを使ってできるような形という部分を考えながら、できるだけ多くの回答を得たいなというふうに思っております。

検討の機会というのは、やはり小中学校の教務主任者会議が今後行われてまいりますので、その中で資料をご提示して、やっぱりこの5つの観点が現実的に何とかこれを達成できるような教育課程を考えていく、それから行事設定を考えていくという部分を検討していただければよいようにしたいと思っております。

それから、あとは昨年度個別の補助学習というのがなかなか難しいという部分がありました。今年度はAIドリルも導入しておりますので、そういった部分の活用も併せて効果が上げられるようにというところも検討をしていただくようにしていきたいというふうに思っています。

保護者のアンケートの実際なんですけど、保護者のほうはどうしても子供の目線から得た情報というものもあると思いますので、お子さんの様子についてどう思いますかというような質問事

項になっています。

今後、子供たちにつきましては、ちょっと分かりづらかったりする部分もあるかなと思って注釈をつけながら5つの項目について回答をしてもらいたいと思っているところなのですが、「分からない」というのもつけております。本当であれば教職員と保護者は「そう思う」、「どちらかというと思う」、「どちらかというと思わない」、「思わない」というのがあったんですけれども、どちらかというと思わないというのは思わないと同じようなものなので、分からないというふうにして、明確に子供たちが意識できていないというような捉え方ですね、そういうところをちょっと確認したいという部分で分からないという項目をつけました。そのあたりがちょっと違うところがございます。いろいろとご意見等いただければ今後修正してまいりますので、よろしくお願いいたします。

あと、裏のページ3番目につきましては、現在5月までに行われた指導主事学校訪問の指導内容等を記載しておりましたのでご確認いただければと思います。今週の木、金と、南郷小学校、それから北浦小学校というふうに指導主事訪問が続いております。ぜひ委員の皆様にもお時間ありましたらご参加のほうをお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今3点報告があったわけでございます。委員さん方、ご意見頂戴したいと思うんですが。

○委員（留守広行） 教育長、よろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） 留守委員、どうぞ。

○委員（留守広行） お聞きいたします。2学期制のアンケートにつきまして、児童生徒さんのほうなんですけれども、小学生の4年生、5年生、6年生の皆さんに、選ぶのは大丈夫だと、この記述、直接はあれなんですけれども、書いてもらうのはどうかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） これは、確かにおっしゃるとおり難しい部分もあるのかなとは思っておりました。ただ、全部必ず書くものではなくて、書けるときに書くという設定なので、これは教職員も保護者も同じなんですけれども、書いたということはよっぽど言いたいことなのかなというふうに押さえて、後で集約したいなと思っておりますので、無理な場合はなかなか書けないかもしれないので、簡単にでもいいので何か一言二言でも書いてもらえれば、それを大事にしたいなというふうに思っております。

- 教育長（大友義孝） 強制ではないと。でも書かなくてはいけないような感じする。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） すみません、先生方に指導していただきながら全体のほう進めていってもらいたいと思ひまして、アンケートの記載の流れのやつもつけながら、先生方にもご協力いただくようにしてまいりたいと思ひますので。
- 教育長（大友義孝） そうですね。そうしてもらおうとすごく。佐藤委員。
- 委員（佐藤キヨ） 先生方に説明しながらやってもらって、それをしないと、例えば質問の裏側とか、この紙でやるの、この紙をってやつ。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） タブレットを使ってですね。これと同じ質問を画面に出しながらそれを選ぶ。
- 委員（佐藤キヨ） 生徒はタブレットで、親もタブレット。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） タブレットで。全てタブレットの中で質問項目を入れる。
- 委員（佐藤キヨ） このアイウエのところを、例えば質問1とか2とかのところそれぞれにアが何とかがって書いてないと、その場で理解できない子はかなり大変かなと思ひたんですが、そこから辺フォローを。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） すみません、画面をそのまま出せばよろしかったかもしれません。必ずアにはそう思うと書いてあります。そこをポチッと押すという感じです。
- 教育長（大友義孝） 画面とまたちょっと違うということね、この紙面は。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） そうですね。画面を出せば一番良いのかもしれなかったです。
- 教育長（大友義孝） 大型黒板ここにも必要になってきたかもしれないね。
中にはそう思うというふうに記述があるということですね。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） そうです。
- 教育長（大友義孝） これはあれですか、このQRコードを読むと回答ページに飛ぶということですね。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） そうです。このQRコードをタブレットで写すとその画面に移行するというふうに。
- 教育長（大友義孝） 今はもう動いているんですか。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） これはまだ。
- 教育長（大友義孝） これから。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） これからです。これは前に取ったやつのデモをここに載せ

ただけです。

○教育長（大友義孝） そうですか。

○委員（大森真智子） いいでしょうか。

○教育長（大友義孝） 大森委員、どうぞ。

○委員（大森真智子） 児童生徒アンケートのほうで、これは2学期制についてなのでそんなにあれではないとは思いますが、多分担任の先生がその場でじゃあタブレットを開いてとか、ここをクリックして行ってねとかという感じで指導していくと思うんですが、子供たちからするとタブレットに入力したのを見るのは先生という意識があって、質問の内容が先生と話をしたりする機会が増えましたかとか、先生は分からないことをじっくり教えてくれていると思いますかというのを、何となく担任の先生が目の前にいるという心情で、よくも悪くももう4、5、6年生なので、ある程度いろいろ考えられたりするのかなというふうに思いますので、例えば何て子供たちに説明するのが一番素直な回答が得られるのかなというのがあるんですが、例えば子供たちにやる前に、よりみんなに楽しい授業を先生も頑張るから正直に書いてねでも何でもいいんですが、何か一言あったほうが子供たちは正直に書きやすいんじゃないのかなという、あとはやる状況とか、少し配慮するともしかするといいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） ありがとうございます。正直に書いてもらうのがやっぱり一番大事なところだと思います。

これは、実は先生は見られないんですね、こちらでしか見られないんです。ただ、子供の心理からすれば分かるんじゃないかと思われるのは当然だと思うんですが。

○委員（大森真智子） だから、先生は見られないからねとか言うのだったらもしかしたら、分かんないけども、そしたら正直に書くかもしれないけれども。

○委員（佐藤キヨ） でも信用されてないと。

○委員（大森真智子） ちょっとその辺がよく分からないんですが。

○委員（佐藤キヨ） だって、あれって入れちゃうと、ほかの学年の1番からの名前とかが出ちゃったりしますよね、タブレットって。

○委員（大森真智子） G o o g l e で結局集約されたやつが先生たちには見られなくてこちらだけの権限で見られるということだとは思っているので、誰がというところまでは分からない。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 誰がは分からないです。

○委員（大森真智子） 分からないんだと。なので、それを伝えた上でとか。

- 学校教育専門指導員（阿部 毅） はい、分かりました。
- 教育長（大友義孝） その辺ね。先生目の前にして、先生見るのは確かに違和感があるからいいこと書かなきゃいけないと思うよね。
- 委員（大森真智子） 後で見られたらなとかというふうになると書きづらかったりするということを取ってあげたいなという、負担を、できれば。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） そのあたり、今度校長会の中でもご相談して考えてみたいと思います。
- 教育長（大友義孝） ありがとうございます。
- では、このアンケートを取らせていただいて、今度は先生方と結果をいろいろと分析をして、次の展開につなげていくというところまで会議をしていかななくてはならないと思いますので、よろしく願いいたします。
- よろしいですか。
- 各委員 「はい」の声あり
- 教育長（大友義孝） それでは、日程第8、報告第17号については以上で報告を終了いたします。

日程 第9 報告第18号 美里町新中学校整備等事業について

- 教育長（大友義孝） それでは、日程第9、報告第18号 美里町新中学校整備等事業について報告をいただきたいと思います。係長、お願いします。
- 教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室技術主査（佐藤敏次） 学校教育環境整備室佐藤よりご報告させていただきます。

前回の5月定例会でも美里町新中学校整備等事業についてのご報告をさせていただきましたが、6月定例会でも同じように今の進捗状況についてご報告させていただきます。

ただいま造成工事業務につきましては、宮城美里PFIパートナーズの構成企業であります橋本店のほうで地盤改良工事を開始いたしました。現在敷地の北東側から施行を行っております、地盤改良工事を9月末まで実施する予定となっております。今後、盛土工も少しずつ始まっていくということもございますので、併せて防災工、土砂が流出しないように、そういった災害防止関係の作業も並行して進めていっております。

資料に添付させていただいている写真なんですけれども、先月ですと航空写真で現場全体が見えるような写真をお示しさせていただいたんですけれども、今月6月の空撮のほうは明日撮影の予定ということになっておりまして、今月の資料にお載せすることができませんでしたので、それに関しては次回などに分かりやすいような写真をまた添付させていただければと思います。よろしくお願いします。

次に、設計業務についてなんですけれども、こちらも宮城美里PFIパートナーズの構成企業であります。関・空間設計のほうで設計を造成工事業務と並行して進めておりまして、今基本設計業務というところで、事業者とともに各学校の先生ですとか関係者、あとは開校準備委員会の委員などから意見をいただきながら、毎月2回行われております設計定例会で協議をして計画を取りまとめているところでございます。

基本設計については8月中旬までに事業者で取りまとめを行い、その内容を学校教育環境整備室のほうで確認して、基本設計の成果品としてまとめたいというふうに思っております。

現在、おおよそその外構案もまとまりつつありまして、町道からの乗り入れなどについても建設課などと協議は進んでいるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま状況について報告をいただきました。委員の皆さん、何かご意見はございますか。

残念ながら空撮は明日撮影ということで、町会でお示しをいただくと思うんですが、大分陸橋のほうから見ると見えるようですかね。

では、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、以上で新中学校整備事業についての報告は終了といたします。

日程 第10 報告第19号 美里町新中学校開校準備委員会について

○教育長（大友義孝） 次に、日程第10、報告第19号 美里町新中学校開校準備委員会についての報告をお願いいたします。では、伊藤主事、お願いいたします。

○教育総務課主事（伊藤大樹） それでは、美里町新中学校開校準備委員会について、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、資料のほうちょっと多くて申し訳ないんですけれども、確認させていただきます。

1枚目が美里町新中学校開校準備委員会についてという標題のもので、開校準備委員会での協議による決定事項について取扱いを記載している資料となっております、A4で1枚のものになります。

次に、A4のホチキス留めで美里町新中学校開校準備委員会協議結果報告書というものです、こちらは3枚でホチキス留めになっております。それぞれ代表者会、PTA・通学検討部会、学校運営・教育課程検討部会の第2回目の会の報告書となっております。

その次が、令和4年6月23日開催の美里町新中学校開校準備委員会総務検討部会資料というものでして、こちらは会議資料の一式を配付しております。まず、美里町新中学校の学校指定用品についてというA4で1枚のものが表になっておりまして、その次が美里町新中学校の制服に関するアンケート（保護者用）というものが両面カラーのものになります。

その次が別紙1-1で、A4ホチキス留めの2枚で、アンケートの集計結果という資料になりまして、その次が別紙1-2で、新中学校の服装と書いてありますが新中学校の制服に関するアンケートです。失礼いたしました、訂正をお願いします。新中学校の制服に関するアンケートという、これもホチキス留め2枚の資料となっております。

その次が別紙2で、ユニクロ制服についての問合せ内容というものでございまして、こちらは両面印刷のものとなっております。

最後が別紙3で、横面のA4のもので、現行の各中学校の制服の金額をまとめたものとなっております。

また、ちょっと資料の漏れがございまして、本日A3カラーで6枚ホチキス留めの資料を配付しております。こちらは代表者会の協議結果報告書の別紙の資料ということになっておりますので、当日の配付になりまして申し訳ございませんでした。

それでは、資料に基づいて説明させていただきます。

本日の報告内容としては2点ございまして、1点目が資料1枚目、美里町新中学校開校準備委員会での協議による決定事項についてというものになります。これは、開校準備委員会の協議結果をどのように決定するのかという部分の取扱いを示したものでございまして、開校準備委員会の委員へ説明をして了承をいただいているものになります。

取扱いの内容としましては3点ほどございまして、まず1つ目が情報共有と意見聴取を目的としたものになっておりまして、代表者会・検討部会の協議結果については、会議終了後10日以内に全ての委員に報告し、意見をいただくこととするというものになります。基本的には要綱のほうで定めている各検討部会と代表者会の協議事項の協議結果については、各検討部会、

代表者会での決定というふうになりまして、ほかの検討部会の委員等から再協議の必要があるような内容の意見があった場合は、再度検討部会や代表者会で協議を行うという形になります。

それから、2点目と3点目が、協議結果の確認という部分になりまして、これは要綱上で定めている部分ですが、まず検討部会の協議結果については代表者会で随時報告をするという部分になります。また、各検討部会と代表者会の協議結果については、教育委員会の定例会のほうで報告をさせていただくことになっております。

以上が、美里町新中学校開校準備委員会での協議による決定事項についてというところの報告でございます。

次に、各検討部会、代表者会の協議結果について報告をさせていただきますので、2枚目の美里町新中学校開校準備委員会協議結果報告書をご覧くださいと思います。

開催日時順に報告をさせていただきます。

まず、令和4年5月30日に開催されました第2回代表者会についてですが、美里町新中学校の施設設計について協議を行いました。内容としては、5月19日に開催した長澤教授の研修会ですね、行いまして、各委員から会議前まで意見をいただいたものを踏まえて、平面の検討プランを関・空間設計のほうから説明を行いまして、意見交換を行っております。その中で、プールや体育館、武道場、職員室や用務員室、外構案について意見をいただきまして、それらを踏まえまして引き続き現在検討を行っているところでございます。詳細は本日配付しましたA3のカラーの資料をご覧くださいと思いますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、6月6日に行われましたPTA・通学検討部会についてです。会議の内容としましては、美里町新中学校の通学方法について協議を行っております。内容としてはまず通学の手段についてと、あとは交通機関を利用する場合の基準について協議を行いました。通学手段については徒歩、自転車に加えまして、バス、それから電車の利用を想定してシミュレーションを行うこととしまして、交通機関を利用する場合の基準としては4キロメートルを超える場合を基準としてシミュレーションを行って、継続して協議を行っていくということとなっております。

次に、6月10日に行われた学校運営・教育課程検討部会についてです。協議内容としては3点ありまして、まずは教育目標、それから教育課程、部活動についての意見交換を行っております。次回以降の会議で町の現状等の調査を行いまして、調査結果等を示しながら、こちらも継続して協議を行っていくということとなっております。詳細については協議結果報告書の

ほうをご確認いただければと思います。

次に、6月23日に開催されました第3回目の総務検討部会についての協議結果を報告させていただきますので、資料の令和4年6月23日開催美里町新中学校開校準備委員会総務検討部会の資料をご覧くださいと思います。

協議内容としましては、美里町新中学校の学校指定用品について、制服と制服以外の学校指定用品の協議を行いました。

1つ目が制服についてですが、ユニクロの既製品を制服とすることについての協議を行いました。こちらについては前回の会議でも話題となった部分で、整備が必要であったため、アンケート調査を含めて調査を行いまして、それをお示しして協議をいただいた部分でございます。

まず、別紙の1-1のアンケート結果のほうを確認していただければと思うんですけども、1-1の一番最後のページですね、4番、既製品（ユニクロ）を制服とすることについてというところなんですけれども、こちらの結果が、一番上が記入が漏れていたんですけども、これは保護者の回答の結果になっております。それで、2番目が児童、3番目が教員という結果になっておりまして、教員以外はユニクロがよいというような意見が多い結果となっております。

それから、別紙1-2のその他の回答部分、こちらはちょっと細かいんですが、内容は後ほど確認していただければと思いますが、その他の回答の中で経済的であればなんでもよいというような意見や、安価であるためユニクロがよいというような意見がございました。あとは現行制服の価格と比較すると安価なものがよいということで、やはり経済的なものがよいというような保護者の意見が多かったという結果になっております。

また、ユニクロ制服について、株式会社ユニクロと、ユニクロ制服を導入している三重県鳥羽市と埼玉県さいたま市立大宮北高校に問合せを行いまして、メリット・デメリットをまとめたものを示しております。メリットについては安価で買換えがよいといった経済的な部分、あとはデメリットとしては既製品であるため特注ができず、サイズの対応ができないという部分があることが分かりました。そのため、現在ユニクロ制服の導入をしている2高についてはデメリットの部分を考慮して、従来のオーダーの制服も用意しておりまして、ユニクロ制服のみを指定制服としている例は今のところはないということが分かりました。

これらを踏まえまして、既製品を制服とすることについての協議結果としては、既製品のサイズに対応できない生徒への対応、それから経済性という部分を考慮しまして、オーダーの制服で経済的なものを導入するという方向性で結果として出ております。

これを受けまして、新しい制服の選定について協議を行いました。制服のタイプについてはアンケート結果で回答の多かったブレザータイプとすること、制服の色についてはアンケート結果を示して業者より提案をいただくこと、機能性についても前回アンケートを行っておりますので、その結果を示して提案をしてもらうこと、価格については現行制服の金額を示して経済的な制服を提案してもらうということになっております。また、各業者で男女2タイプずつ提案をいただくということになりました。

それで、メーカーの選定方法については、制服業者によるプレゼンを実施しまして、総務検討部会で審査を行って、候補となるデザインを絞った上で、それを保護者、児童、教員等に投票というような形でアンケート調査を行いまして、その結果を踏まえて総務検討部会でメーカーを決定するというような流れになります。

スケジュールとしては8月上旬にプレゼンの実施、8月末に業者の決定、9月末までに制服のデザイン等を整備しまして、9月末に決定というようなスケジュールを想定しております。

次に、制服以外の学校指定用品についてですが、制服についてなんですが、式典や儀式等で統一的なものが望ましい部分があるということで、先行して新しいものを導入するという方向性で動いておりますが、運動着やかばん等については、新中学校開校時の二、三年生が既存中学校のものを着用しても支障はなく、統合高ではそのような事例もあるというところで、新中学校開校時の新1年生から新しい運動着、かばんや運動靴を導入するというところで協議の結果が出ております。

新中学校開校準備委員会についての報告は以上となります。よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

これまで会議をして、その上で決定してもらった部分についての報告をいただきました。委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

今日が代表者会議と言いましたよね。

○教育総務課主事（伊藤大樹） はい。

○教育長（大友義孝） 今日は今まで検討部会で行っていただいたものをこうこうこうするということと、それから協議案件ということですか。

○教育総務課主事（伊藤大樹） はい。

○教育長（大友義孝） ということは、今報告いただいた部分も報告するということになるのかな。

○教育総務課主事（伊藤大樹） そうですね。

○教育長（大友義孝） 5月30日が前回の代表者会議だったから、今いただいた部分を今日の夜報告するということですね。

○教育総務課主事（伊藤大樹） はい。

○教育長（大友義孝） いろいろと夜間、委員の皆さんにはご迷惑をかけていますけれども、いろいろと検討してもらってありがたい限りでございます。

委員の皆さんからもご意見を頂戴してもいいと思うんですが、いかがですか。特段よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、その時おっしゃっていただければ伝えていくということにさせていただきますかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、以上で報告第19号準備委員会の関係については終了いたします。

日程 第11 報告第20号 美里町立小学校ESD（環境教育）推進事業の実施について

○教育長（大友義孝） では、続きまして、日程第11、報告第20号 美里町立小学校ESD（環境教育）推進事業の実施について報告をいただきたいと思っております。では、教育次長、お願いいたします。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明させていただきます。

報告第20号という1枚ものの資料になりますので、ご覧いただきたいと思っております。

これにつきましては、以前教育委員会のほうでご協議いただいているものでございますが、事業実施の運びとなりましたので、その最終的な内容につきましてご説明をさせていただきますと思っております。

まず、経緯でございますが、この美里町立小学校ESD（環境教育）推進事業につきましては、美里町民間事業者提案制度を活用して、国際航業株式会社から令和3年2月10日に提案書が提出されまして、令和3年3月25日に町長部局において条件付採択をされてございます。その後、教育委員会で協議を行っていただきまして、教育委員会事務局と国際航業株式会社で調整を進めまして、町長部局と協議いたしまして、実施することになったというところでございます。

事業目的については大きく3つでございまして、一つは未来を担う児童に対して、民間事業者の環境教育に関する出前授業を継続的に実施することによりまして、環境保全等に対する興味・関心を高める、子供たちへの環境教育というのが一つでございまして。2つ目でございますけれども、LED事業、LEDの照明を取り替える事業ですね、あとPPA事業というのが、太陽光パネルを設置しまして、その発電したものを自家消費するという事業でございまして。この2つを実施することによりまして、美里町の省エネルギー化・再生可能エネルギーの活用に対する取組を児童に学ばせる機会をつくっていくというところが2つ目でございます。3つ目が、美里町の地球温暖化対策実行計画というものを定めてございまして、これのCO2削減目標の達成に寄与するものであるというところでございまして。

3つ目、事業内容でございまして。全体的な事業期間といたしましては12年になってございまして。まず1つ目、子供たちに行う環境教育事業につきましては12年間やるということでございまして。これは町立小学校6校、全ての小学校で実施するというところでございまして、環境教育に関する出前授業を実施していくと。これは学校と調整の上、メニューを幾つか用意してございまして、その中から調整して選んで授業を実施していくと。対象につきましては、一つの学年になるかなというところでございまして、全員にするというよりは学年を設定しまして、その学年に、大体環境教育ですと4年生から6年生、出前授業ですとそういうところが対象となっているというところもございまして、そのあたりから学校ごとに選定していただきながら実施していくというようなところでございまして。

続きまして、2点目でございます。LEDリース事業、これは既存の照明をLED化していくと、それをリースとして契約するというような事業でございまして。これは事業期間が10年で設定しております。これは町立小学校3校、各中学校区から1校ということで選定してございまして。小牛田小学校、不動堂小学校、南郷小学校でございまして。これはそれぞれの校舎と、あとは青生小学校の体育館が現在水銀灯でございまして、水銀灯につきましては生産も製造も販売もしていないというところがございますので、ここは、この事業に組み入れて改修をしていくと、LED化していくということで事業化するというものでございまして。

それで、どこを替えるかといいますと、使用時間が長い職員室、校長室、普通教室、保健室、図書室ですね、校舎の場合は。あとは体育館の部分ですね。これをLED化して省エネルギー化を図ると。稼働時間が短い教室ですと、取り替える効果がちょっと小さいということもございまして、取り替える部屋につきましては先ほど申し上げたようなところに設置していく、取り替えていく、入替えをしていくというようなところでございまして。小牛田小学校、不動堂小学

校、南郷小学校におきましては、調査したところ、それぞれの中学校区、1校のところもございますけれども、一番効果が見込めると思われるところということで設定しているところがございます。

3つ目がP P A事業、これは太陽光パネルを屋上等に設置いたしまして、そこから自然由来のエネルギー、太陽光のエネルギーを自家消費していくというような事業でございます。それを、これにつきましても小学校3校、小牛田小学校、不動堂小学校、南郷小学校で実施をするというところでございます。

それで、ただいま申し上げました(2)、(3)については、事業効果の高い小学校3校ということで実施するというようにしております、その他の小学校につきましては、まず、モデル的にやってみて、本当に思っているような効果が出るかと、そういうところをしっかりと検証しながら、ほかの残りの学校でどうするかという検討をした上で対応してまいりたいということで、当面、実際の事業、LEDリース、P P Aのそれぞれの事業につきましては3校、LEDにつきましては青生小学校の体育館も入りますけれども、3校で実施していくと。ただ、環境教育につきましては、くどいようですが6校で、全ての学校で実施していくと考えているところがございます。

事業効果につきましては、まずは子供たちの環境教育に対する関心、環境保全等に対する興味・関心を高めていく、その先に節電とか様々な取組に、行動変容に結びつけていくというようなことが期待できるのではないかとこのところでございます。

2つ目が、このLED、P P A事業を行うことによりまして、町がどういう取組を環境に対してやっているかということをお子たちにも理解してもらい、知ってもらいというような効果があると、町の取組に対する理解というんですかね、そういうものを効果として見込んでございます。

あと、3つ目が町の地球温暖化対策実行計画でございますけれども、これも2013年度に対しまして2030年度で減らす目標を持っておりまして、その目標を達成するために今後の取組を進めていくということでございます。町長部局に確認したところ、今のところまだこれに寄与する事業については取組が計画されていないということでございまして、今回この事業をやることによって、これが初めての事業になるというんですかね、行動計画の中での事業としては最初になるというところがございます。

それで、これはそれぞれ目標を持っておりまして、設備更新、既存の照明をLED化するか、施設設備を替えてやるというところで目標を持っているのですが、それに対して17.2%

の達成に貢献するという事業になります。今回LED化することによって17.2%を目標に達成に寄与するというところでございます。

もう一つが再生可能エネルギーの導入、これも項目としてございまして、これにつきましては、全体に対して47.2%の貢献ができるということで、これは非常に大きい事業になるかなというふうに思っているところでございます。

協議をしたところ、カーボン・マネジメントを管轄している課が町民生活課でございますが、町民生活課のほうからも非常に寄与する事業なので、ぜひしっかり進めてほしいというようなお話もいただいているところでございます。

それで、今お話しした部分の事業スケジュールということでございますが、まずは債務負担行為、複数年にまたがる事業でございますので、債務負担行為が発生するものがあるというようなところがございます。あとは、実施に伴う補正予算、この2つが必要ということになりまして、7月の末頃に議会がある予定、今ですと7月25日あたりに議会を開催する予定があるということでございますので、そこに提案したいというふうに考えております。

債務負担行為として必要になる部分が、LEDのリース、これは契約を結ぶ必要がございますので、これは10年間でございますが、10年間で2,587万2,000円の債務負担行為が必要であるということでまず一つでございます。2つ目が補正予算、LEDのリース料、これは今年度発生するリース料半年分でございますけれども、これを129万4,000円予算措置するという必要があるということでございます。

それで、この予算を取りましたら、(2)でございますけれども、協定を締結すると、提案をいただいた国際航業とこの3つの事業をやるということで、それぞれをどうやるかということで協定を締結する必要があるということで、まずこの協定を締結いたします。

それで、これは協定を締結した上で、(3)なんですけれども、環境教育事業につきましては覚書を結ぶ予定でございます。あと、LED事業のリース契約を締結する。あともう一つが、PPA事業につきましては、電力供給契約を締結するというところで予定しているところがございます。協定に基づきましてこの3つの手続をするというところでございます。

実際の実施でございますけれども、環境教育につきましては令和5年からと書いておりますが、令和4年度は各学校等を調整させていただきたいなど、どういう内容でやるか、そしてどういう事業内容かというすり合わせをさせていただいて、来年度から12年間実施するという予定にしております。事業をしていただくのは12年間、その前の調整が今年というようなことで考えているところでございます。

また、LEDの事業の実施につきましては、今年度に工事を行うということで、夏休み中に大体工事を終わらせてまして、そして10月からリース開始と、照明を替えますと電力料金が下がるということになりますので、早く工事したほうが効果が出ますので、なるべく早く工事を行って、現時点では10月からリース契約をしていくと、支払いが出てくるというところでございます。

あと、PPA事業につきましては、これは工事が今年度いっぱいかかるということでございますので、実際は事業といたしましては来年度から電力の供給契約を結んで、そして太陽光で発電した電力の提供を受けるということでございますので、そういう形で進めていきたいというところでございます。以上でございます。

こういうような形で、今後予算を取得しながら着実に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

これまで協議してきた部分をまとめてということで、今報告を頂戴したところです。委員の皆さんからご意見、ご質問をお願いしたいと思います。よろしいですか。

先ほどは説明の中で、事業効果を検証した上で残りの3校もということはあるんですけども、事業検証というのがいつまでに検証を行ってという構想はありますか。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 今の考えでは、やはり年間を通して電気料金とか、あとは発電量ですね、太陽光パネルで実際どれぐらい発電するのか、年間を通して見ないとなかなか読めないところもございますので、検証につきまして1年間まずは検証した上で、早ければ、例えば次年度とかですね、それに組み込んでいくとか。あとは、検証してみたらなかなか思うような効果が発現しないとなると、6校の中でも効果が高いというふうに思っている学校、試算できた学校を今回選んでおりますので、あまり十分な効果が出ないとなると、やはりその他の3校ではそれも同じように出づらいうことがございますので、その辺につきましては1年間見てみながら、その結果で教育委員会の中でもご検討いただくことになるかもしれませんが、当然町長部局で結局は決める部分でございますので、やるかやらないか予算の部分でございますので、その調整をしながらということになるかと思っております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

前から委員会の中でもいろいろ協議してもらって、進めようということでこれまできた、これが現実のものになっていくと、やはり債務負担行為とか、制度上の問題が出てくるので、そ

れを展開していきますよということですね。学校にとってみれば、説明があったように、令和4年度については各学校と調整をして、環境教育のどんな展開、どういうふうな出前教育にしていくかという部分を詰めていくということになるんですよね。これも協定をしないことには詰められないという部分もあるんでしょうけれどもね。案としてはいただいていた部分がありましたけれどもね。そういうことで展開をしていくということでございます。

以上でよろしいですか。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） あと、ぜひ環境教育につきましては、今年度調整いたしまして来年度からやりますので、ぜひその際には皆様にも足を運んでいただいて、ご覧いただければというふうに思っておりますので、その際はよろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ぜひお願いしたいと思います。

よろしいですか。佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤キヨ） すみません、ちょっと思ったんですけれども、公共の建物とかって今新しく造ると壊すのに3分の1見ておかなくてはいけないとあってあるじゃないですか。何か建物を、巨大な、例えばオリンピックの何かとかを造ったりすると、それを壊すのに3分の1は見えておかなければいけないとかというそういうようなの、あるのではないですか。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 結局経営年数の3分の1ぐらいの費用を、解体とかそういうのにかかるのではないかと。

○委員（佐藤キヨ） そういうのを何かで読んだことがあるんですけれども、これって寿命とかそういうのとか、そこら辺はどうなっているのと思ったんですけれども。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） あの、太陽光ですかね。

○委員（佐藤キヨ） とか、そういうので。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まず、LEDにつきましては、LEDは稼働時間、実際どれぐらい使うかで寿命が決まっております、基本的に球切れということはないので、ただ、照度が下がってくる、暗くなってくるということなので、一応何万時間という時間がありますので、それを使うのに例えば14年、15年かかる施設もあるでしょうし、10年で終わる施設もあるでしょうし、そのときには交換しなければならない。LEDのリースの期間は10年ですので、10年間は、例えばそれが暗くなったとなれば、その10年間で交換するというに。そしてその期間は、例えば終わりましたら、その後については、リース期間が終わればもう無償で譲渡となりますので、その施設を交換していくというような形になっていくというのが一つと、あと太陽光の部分につきましては、まず屋根とか敷地を貸し

て、設備は全部業者で造ります、管理も全部業者でやります、これは12年間ですけれども、12年以降は無償譲渡か撤去。

○委員（佐藤キヨ） 向こうがですか。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 向こうの費用で撤去するかどうかですね。

ただ、太陽光パネルというのは、今のところ京セラのものを使うということで国際航業では考えているみたいなんです、その寿命を言うとパネル自体は40年もつと、今のものだとですね、そしてパワーコンディショナーというのがあって、それで電気に変換していくようなものを3つぐらい設置しなくてはならないらしいんですね。そして、発電したものを電気として送っていく。そのパワーコンディショナーが大体10年で寿命がくるという話で、1つ当たり10万円から20万円。

○委員（佐藤キヨ） それは安いんですか。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 結構安いです。それで、もし12年後に譲渡を受けたら、自分のものになりますので維持管理費以外はかからないんですね。それで、削減効果というのが今のところ130万円ぐらいは毎年出るという見込みなんです。ただ、パワーコンディショナーは替えると。替えていけばまず40年後まで使える、そうすると、ずっと自分の持ち物になりますので、つくった電力については自家消費するという事なので、それは130万円ずつプラスになるんですかね。今のところはそういうような試算をしているというところなんです。だから、PPA事業につきましても、大体5年ぐらい使えば、事業期間が終わって5年ぐらい使うと元は取れると言ったらあれですけれども、支払いについては元が取れるという内容になっているところがございます。

○委員（佐藤キヨ） LEDって家庭の場合は10年って、うちは売ったら即LEDに替えたんですけれども、結構早く10年とかって、ちゃんとしたメーカーのをつけたつもりなんですけれども、結構早く駄目になって、また取り替えて、2回目っていうかLED、だからわりともたないというか。スイッチつけたり消したりが多かったのかもしれないけれども、でも結構長くつけている時間が多いから。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 学校ごとに現時点でやっぱり違うんです、いつまでもつという時間が。例えば不動堂小学校とかですと9年でもう駄目になるのではないかと、一番早いんですけども、やっぱり稼働が多い教室が多いので、そういうところは9年で切れて駄目になれば、リース期間内ですのでそれは交換すると。

○委員（佐藤キヨ） じゃあいっぱい使って。

- 教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） いっぱい使って早く切替えておくと、その次の例えば10年とか、そちらにつながっていくので、ばんばん使えとは言いませんけれども、必要なぐらい使っていただいでよろしいのかなと思います。
- 委員（佐藤キヨ） 電気ってモーターなら回転するので早く、何万回だったら駄目になるということがありますもんね。
- 教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。
- 教育長（大友義孝） そうですね、太陽光、LEDの関係についてはそうだけれども、環境教育の部分を教育委員会としては小学校のほうに、企業の力を借りて出前授業をしてもらうというようなところだと思うので、施設の部分については町の計画に沿う形を基本にしていく、クリーンエネルギーというのかな、それに向けて取り組んでいくというふうなところなので、ちょっと分けて考えなければならぬのかなと思います。
- 委員（佐藤キヨ） でも、中学校とかもそういう差し支えなんかね、そういうのとは関係なくもないので、ぜひとも。
- 教育長（大友義孝） じゃあ、こういう形で考えておりますということの報告でございました。よろしいですか。
- 各委員 「はい」の声あり
- 教育長（大友義孝） じゃあ、以上で、報告第20号については終了いたします。
-

日程 第12 報告第21号 行政文書開示請求について

- 教育長（大友義孝） それでは、次に、日程第12、報告第21号 行政文書開示請求について報告をいただきたいと思います。教育総務課長お願いします。
- 教育総務課長兼総務係長事務取扱（伊藤博人） 報告前に少しだけ休憩よろしいですか。
- 教育長（大友義孝） じゃあ、休憩をいたします。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時33分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

では、説明をお願いいたします。

○教育総務課長兼総務係長事務取扱（伊藤博人） それでは、日程第12、報告第21号 行政文書開示請求についてご報告申し上げます。

令和4年の6月20日付、町長部局の総務課長から、私、教育総務課長宛てに、行政文書開示請求に係る決定等についてという依頼文をいただきました。こちらにつきましては、情報公開条例に基づいて行政文書の開示請求を受け付けたことから、当該請求に係る開示決定を行って通知してくださいという依頼文であります。

こちらの開示請求につきましては、資料を開いていただいて、こちら表紙の裏側になっております。

一般の方から平成29年12月28日の教育委員会臨時会において、美里町中学校再編整備基本構想を策定したことにより、3中学校を1校に再編する基本的方向性を決定しておりますという発言に関して2点ほど文書開示の請求がありました。この基本構想の策定を決めた際の採決の記録、もう1点が、基本構想案のパブリックコメントに際して必要な美里町パブリックコメント条例第5条第2項第2号に相当する資料、こちら2点开示の請求がございました。

こちら、1点目、基本構想策定を決めた採決の記録に関しては、こちら別添資料の4枚目の一番最後をご覧ください。こちらにつきましては、行政文書不存在決定通知の発出手続を進めていく予定であります。こちらにつきましては、行政文書が存在しない、採決を行っていないため、記録した行政文書は存在しないということがございます。こちら、平成29年12月28日開催の教育委員会臨時会におきましては、美里町中学校再編整備基本構想案のパブリックコメントに対する意見について協議した結果、意見に対する回答を承認したことにより、基本構想案を原案通り決定したものであるということから、採決自体を行っていない、文書自体が存在しないということで、不存在の決定通知を発出予定でございます。

続きまして、パブリックコメントに際し必要なパブリックコメント条例、第5条第2項第2号に相当する資料、これは、資料の2枚目以降に参考までにパブリックコメント条例を添付しておりますが、条例を開いていただいて、第5条第2項第2号、政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点、これを開示してくださいということでございます。これにつきましては、別添資料後ろから2枚目、実際にパブリックコメントを行った際に作成した資料を開示するというので、通知予定でございます。これの中身につきましては、報告第21号の資料、後ろからめくっていただいて2枚目の紙、宮城県美里町中学校再編整備基本構想(案)

の概要という紙が後ろから2枚目にございます。こちらは実際パブリックコメントの手続を行った際に、ホームページもしくはパブリックコメントを実施した各会場に置いた書類でございます。こちらの中に、基本的な考え方、重視する視点や重点施策等、考え方も出ておりますので、こちらについて日時を指定した上で開示する予定でございます。

以上、簡単ではありますが、ご報告とさせていただきます。

○教育長（大友義孝） 今説明を受けましたけれども、要するに、教育総務課長専決であると、あるものは後で出すということと、ないものは不存在という形にしなければならないという、今の説明でよろしいですか。（「はい」の声あり）それで、それらの流れについて今説明をいただいたということになると思います。

このことについて何かありますか。ご意見頂戴しますかといってもなかなかないのかな。では、よろしいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） こういった形で進めているということの報告でございます。ありがとうございました。

では、日程第12については報告済みというふうにさせていただきたいと思います。

では、ちょっと休憩を取ります。

休憩 午後3時38分

再開 午後3時50分

○教育長（大友義孝） では、再開いたします。

協議事項

日程 第13 令和5年度使用教科用図書の採択について

○教育長（大友義孝） それでは、次に協議事項に入りたいと思います。

日程第13、令和5年度使用教科用図書の採択について協議をいただきたいと思います。では、事務局から、説明をお願いいたします。

○教育総務課学校教育係長（森 陽祐） 4月から教育総務課に配属になりました、森と申します。学校教育係を担当しております。よろしくお願いいたします。

私から、令和5年度使用教科用図書の採択について説明申し上げます。

資料につきましては、左上を1か所留めたものと、本日机の上に置かせていただきました令和5年度使用教科用図書採択表（未定）という一枚の資料になります。

まず、教科書採択の前提についてでございますけれども、学校においてどの教科書を使うかということにつきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、教育委員会が採択するということになります。本町におきましては中学校で使用する教科書、小学校の教科書として、小中学校の特別支援教育で使う一般図書をそれぞれ採択するということになります。

資料の1ページ目をお開きください。

令和5年度使用教科用図書の採択の流れについてご説明します。

まず、採択を受けた教科書の使用期間でございますが、原則として4年というふうにされております。これは、先ほど申し上げた法律に基づく政令の規定によりこのようになっております。

1点目の小学校の教科書でございますが、こちらは令和元年度に採択をして、令和2年度から令和5年度まで使用する採択をしておりますので、本年度は採択はありません。

次に、中学校のものです。これも令和2年度に採択をしまして、令和3年度から6年度まで使用するということで、こちらも採択はありません。

2ページ目をお開きください。

3点目の小・中学校一般図書というものです。こちらが本年度採択をするものになります。

一般図書というのは特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書のことでございます。もともと教科書の専用のために出版されたものではございませんので、発行する会社によって改訂がありますので、毎年度採択するということになります。

3ページをご覧ください。

上の採択までの流れの図に表したものでございます。先ほど申し上げましたとおり、採択権者につきましては教育委員会ということになっております。そして、その下に北部地区教科用図書採択協議会とございますけれども、こちらは法律の規定に基づき県が設定した地区ごとに協議会を設置して、教科書の選定をするという機関でございます。その下に選定委員会、専門委員会というふうに設置されまして、実際の教科書の選定作業はこの協議会で進めるというこ

とになります。

教育委員会といたしましては、矢印の⑨のところ、まず採択希望報告というものを提出すると、それに基づいて協議会で選定を行って、11番のところになりますが、採択協議の結果通知というものがまた教育委員会に来るという流れになります。

次に、1枚もののフロー図をご覧ください。

こちらは今申しあげました流れを時系列にのっって並べたものになります。真ん中からちょっと下のところがありますが、6月27日の教育委員会定例会、本日の会議ですけれども、今こちらでは採択希望をまとめて協議会へ報告するというところでお諮りするものでございます。まず、その前提として、各小中学校に採択希望について意見照会をしております、その結果をまとめて今日発表しているというものです。採択希望は協議会に提出することになりまして、7月21日のところですが、協議会でそれらをまとめて採択するという流れになります。

その結果がまた教育委員会に通知されまして、ここで資料の訂正をお願いしたいんですけども、7月29日教育委員会定例会とありましたが、7月28日に訂正をお願いいたします。下から2番目になります。あわせて、2ページの今後のスケジュールとあるんですけども、こちら7月25日に定例会をすることとなっておりますが、こちら28日木曜日に訂正をお願いします。

○教育長（大友義孝） これ、まだ決めていないんだ。これから委員さんたちの都合で。

○教育総務課学校教育係長（森 陽祐） じゃあ、後ということで。

では、1枚もののフロー図に戻っていただきまして、7月の定例会で最終決定をして採択をするという流れになります。

では、資料の5ページをお開きください。

こちらが協議会から示された一般図書のリストを各小中学校に送って、不都合があるかどうか点検をしていただいた結果になります。5ページから7ページまでが小学校、8ページが中学校です。いずれも不都合というような回答をした学校はございませんでした。

これを受けまして、9ページからになります、こちらが協議会に提出する採択希望の案になります。送られたリストに不都合があるものにバツを付して提出することになりますが、学校からの意見でもバツがありませんでしたので、事務局といたしましてはこのままバツはないということで提出をしたいというふうに考えております。

ご確認の上、協議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

丁寧な説明をいただきました。今年はこのように小中学校の特別支援学級に係る教科書ということで、これは毎年行われるものなんですね。今説明があったとおりで、7月の、最終的には来月の定例会でお認めをいただいた上で公表するという段取りなのですが、その間、協議会とのやり取りがどうしてもあるので、今回の協議というふうにさせていただいたというところでございます。したがって、学校からの意見としては、不都合な教科書がなかったというふうなことでございますので、このとおり協議会のほうに送ることとしてよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのようにさせていただきたいと思います。

また、協議会のほうでは、美里町としてはなかったんだけど、もしかしたら別の学校から出る可能性もありますので、そういうことになれば協議ということになってきます。それも、あとは持ち帰って、教育委員会にお諮りをして決定していくというような流れになりますので、よろしく願いいたします。

それで、先ほど次の7月の定例会、25なのか28なのか29なのかという部分につきましては、再度その他の段階で次回の定例会の開催日を決めたいと思いますので、ちょっと説明を付け加える必要がありますので、そのときに協議させていただきたいと思います。

では、このような形で進めさせていただくということの了承を得ましたので、採決しなければならぬ。

休憩。

休憩 午後4時01分

再開 午後4時02分

○教育長（大友義孝） では、再開いたします。

今説明をいただいたように、各学校からは不都合な教科はないということの内容でございました。こういうことを受けて、協議会のほうに、不都合としたものはありませんという回答をしていくという形でよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのように委員さんからお話を頂戴しましたので、そういう形で

送ることとさせていただきます。

ありがとうございました。

日程 第14 団体からの質問について

○教育長（大友義孝） では、次に、日程第14、団体からの質問について協議をいただきたい
と思います。では、説明をお願いいたします。

○教育総務課長兼総務係長事務取扱（伊藤博人） それでは、私から日程第14、団体からの質
問について、資料のご説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

先月の定例会において、こちら本日の資料の紙3枚目、美里町教育振興基本計画の改定につ
いて、質問と提言という内容で、町内の団体の代表から5月24日付で質問があったというこ
とで、先月の定例会において、そちらの提言、質問の趣旨のご説明、あと回答の事務局案を委
員の皆様にお示しさせていただいたところでございます。その後、事務局案をお示しした上で、
委員の皆様にも何かご意見等ございましたらということで、意見を聴取する時間を設定し、
最終的に回答案としてまとめたものが、本日の上の2枚の資料でございます。こちら、本日お
示した回答案につきましては、若干、文字、語句の修正は行っておりますものの、先月お示し
した事務局案とは大きく内容が変わるものではございません。

まず、質問内容の（1）C R Tの対象範囲、こちらの質問事項についての回答につきましては
は、実際ですね、ご指摘いただいたとおりの対象範囲につきまして間違っていたということか
ら、修正漏れということから、修正いたしますという旨の回答をしたいと考えてございます。

続きまして、（2）学力向上委員会と学力向上推進委員会に係るご質問につきましては、こち
らにつきましては、ご指摘の発言、こちらは計画の第2章、これまでの取組と課題の部分につ
いて、第2期美里町教育振興計画の策定日が令和3年4月16日であり、美里町学力向上推進
委員会設置要綱の設定年月日が令和3年6月1日と計画の策定日以降であることから、これま
での取組と課題の部分の記述については、要綱制定以前の「学力向上委員会」と表記し、修正
は不要であるとしたものとなりますということで、回答をまとめました。こちら、参照しまし
て、本日資料の最後に、実際の令和4年3月25日に開催した定例会の会議録、こちら36
ページの部分を抜粋したのですが、下の段、線を引っ張っている項目以降、これまでの取組
と課題なので、これまではこういう形でやってきた、これで修正は不要、修正する必要はない

ですよねというニュアンスの発言がある部分を、今回参考資料として添付させていただいております。

続きまして、(3)こちら質問の項目として、「令和3年度美里町の教育」との整合性ということでご指摘があった部分ですね。こちらは、令和3年度「美里町の教育」の発行日と美里町学力向上推進委員会設置要綱の施行日が同日でありましたが、教育委員会事務局で事務調整が不十分であったことに加えて、教育委員会での確認もしないまま発行となってしまうました。こちらにつきましては、今後このようなことがないように、事務調整及び教育委員会での確認をしっかりと行ってまいります。CRTの対象範囲につきましては小学校3年生からとなりますということで、回答予定でございます。

すみません、本日お配りしたこちらの回答案、上から3行目、4行目、「事務調整が不十分であったこと、教育委員会での確認もなされずに発行となってしまうました」このような形で回答案を記述しておりますが、こちらは「事務調整が不十分であったことに加え、教育委員会での確認もしないまま発行となってしまうました」こちらは表現を再検討しまして、今ご説明したとおり修正させていただいたらと思います。

ページを開いていただいて、次に(4)教育委員会の自己点検評価報告書との整合性についての質問に対しての回答としましては、「令和3年7月16日に開催した令和3年度美里町教育委員会評価委員会第1回会議における評価委員からのご意見があった際に、事務局から補足として要綱の制定の内容について詳しくご説明するべきでした。ご指摘の件につきましては報告書であることから既に完結しているものであり、記述等の追記は行いませんが、今後、同様の場面があり、補足の説明が必要な場合には細心の注意を払ってまいります。出席される委員の皆様が理解を深め、より有意義な御意見をいただくことができるよう努めてまいります」と回答をまとめました。

最後に、(5)美里町学力向上推進委員会設置要領に関するご質問、こちらの質問についての回答案としましては、「これまで例規によらず実施していた既存の活動について、所掌する事務や体制の定義等を明確化する目的で要綱として制定したことから、教育委員会での協議は行っておりませんでした。名称については要綱第1条の設置の定義を基にして「推進」の単語を追加したものです。ご指摘のいろいろな文書に影響を与えているとのことですが、既存名称に単語が追加されたことにより各種計画の推進や政策等に影響を及ぼすものではないと考えます。名称につきましては、各種計画の修正時または改訂時に反映したいと考えておりますので、要綱の名称を改めることは考えておりません」という回答案分を作成しました。

本日、こちらの5項目について、委員皆様のご意見をいただけたらと思います。

なお、こちらの団体から、質問のほかに提言ということで団体から来た文書の1枚目の下に、1から3番目、3つの提言をいただいております。こちら、1つ目は、ホームページの記事は分かりやすくしてください。こちらの趣旨は、各種ページに、いつ更新した記事か分かるように日付を入れていただきたいという趣旨の提言をいただきました。また、ホームページの政策変更の場合、その理由、目的が分かるようにしてください。こちらは大きな1点目で提言をいただいております。2つ目としましては、事務処理に当たっては目的を明確にし、論理的な矛盾がないかを確認して、一貫性を確保してほしいという趣旨のご提言をいただいております。3つ目としましては、公正な処理の証となるエビデンスの作成と確認を確実に実施していただきたいという提言をいただいております。

大きい2点と3番目、こちらは事務を進めていくことで必要なことでもありますので、今後の事務にご提言を生かしてまいりたいと考えております。ただ、大きい1点目、ホームページの記事ですね、記事の更新日時の記載や、政策の変更の理由、目的が分かるような記述につきましては、日付を入れるというのがシステム的に対応できるかどうか、あと、政策変更の場合の理由、目的を分かるように記載してほしいという部分も、統一して記述できるかどうか、こちらにつきましては、教育委員会部局だけで決められるものではございませんので、町長部局のホームページ担当者のほうに、このようなご提言をいただきましたという情報共有をするとともに、システム的、事務处理的に対応は可能かどうかということで、こちらのほうをご相談して検討してもらえるようにしております。

以上、私からの説明とさせていただきます。

すみません、質問の回答項目、5項目について、ご意見等いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

前回、提示した上で委員さんから意見を求めた中で、最終的に今日の部分で絞ったというふうな報告を頂戴しました。ということでございますので、委員さん方からの意見を頂戴したいということでございますけれども、いかがでしょうか。前回と変わった部分の説明をいただいたわけですが。よろしいですか、これで報告をして。強く意見をいただいたと思いますので、そういう形で。提言を受けた部分については今あるように、直すべきものは直すと、やれるものはやりますよという部分と、教育委員会だけじゃなくて、町全体に及ぶ部分もあるということなので、協議していくよというようなお話でしたね。（「はい」の声あり）

では、このような形で回答させていただくということにしたいと思います。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのようにさせていただきます。

日程 第15 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

○教育長（大友義孝） では、次に移りたいと思います。日程第15、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について協議をいただきます。では、まず説明をお願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私よりご説明させていただきます。

まず、ご説明に当たりまして、事前に配付させていただいていました資料と、本日配付しました資料、こちらで一度、まずは資料の確認だけさせていただきたいと存じますので、そちらのほうからよろしくをお願いいたします。

まず、事前に告示の日に配付させていただきました資料につきましては、まず教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の3年度の事業実績の案というものを事前にお配りさせていただきました。こちらのほうをまずご確認ください。そちらに併せまして、本日配付させていただいた資料でございます。こちらについては、まず参考という形で昨年度の評価報告書、令和2年度事業実績です。こちらのほうをお配りさせていただいております。これとはまた別に、スケジュールという形で、令和3年度の評価報告書策定までのスケジュール、3年度のものでお作りさせていただいたもの、ちょうどA4の2枚ものをホチキス留めしております。あとは4年度の、またこれは想定範囲ではございますが、4年度の暫定スケジュール、こちら2枚ものでホチキス留めしております。最後に1枚ものになりますが、最後が評価委員会の会長宛ての1枚もの。報告の依頼ということでお出したものでございます。こちら一応案という形で予定しているもの、こちらまでが一応本件に関する必要書類一式となっております。まず、こちらの確認のほうをお願いしたいところでございますが、特に不足等はございませんでしたでしょうか。よろしいでしょうか。

では、大変恐縮ですが、着座にてご説明のほうに入らせていただきます。

まず、こちらの教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書になります。本件につきまして、基本的には来年度実施予定でございまして、昨年度もこの時期に第一弾という形でご説明させていただいた経緯でございました。

今回につきましては、基本的には昨年度と同様の流れを進めていこうというふうに予定はしております。まず、令和3年度の事業実績を基にしました教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の案、こちらがまず本件のたたき台の部分でございますが、初版という形で今回お示しのほうをさせていただいております。まず、こちらについて簡単な前年度との相違点、大きな修正事項、そういったところを簡単にご説明させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

まず、こちらの評価報告書、3年度の事業実績の、恐れ入りますちょっと修正点になってしまふんですが、2ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらにつきましては、教育委員会の概要、会議運営等に関する事項でございます。こちらの修正というのが、大変申し訳ございません、教育長、委員さんの名簿、一番下にあるんですけども、こちらに以前の教育委員会の成澤さんが入ってしまっていましたので、こちらにつきましては、今回3年度の事業実績なので、ここはちょっと除く形で対応させていただきたいと考えております。

では、それ以降のご説明のほうをまずさせていただきます。基本的な構成につきましては昨年度と大きく変えていないところでございます。ですので、実際に2ページ目から進んでいただきまして、ちょっと飛びますけれども42ページまでの構成については、基本的には変えていないです。ここまでの流れというのは、実際には概要から始まりまして、組織運営状況、あと会議運営状況、あとは教育費に関する関連経費、こちらと教育委員会の職務執行状況ですね、これは地教行法に設定しております教育委員会の職務状況でございます。こちらに関する内容表記等については基本的には変えていない、ただ、これはあくまでも令和2年度から3年度に今回事業実績移行されておりますので、あくまで3年度の実績として、現状こちらのほうで案という形でまとめさせていただいたものを大前提で入れさせていただいておるといってございます。

あとは、ちょっとこちらで今後、もちろん教育委員会としてお出しするものではございますので、ぜひとも委員様にもご協議いただきたい点がございまして、ページで申し上げますと21ページをご覧くださいませと存じます。

これは毎年なんですけど、前年度の課題の改善状況に関して、まず改善されているか否か、こちらの確認と併せまして今後の対応状況というものを、実際のほうを提示させていただいておるところでございますが、こちらについて、21ページの大きな2番、(1)の1番に関するところ、人事に関するところが基本的には毎年掲載のところはどうしても出てしまっております。

ただ、こちらに関しましては、年初でご説明差し上げているところをごさいます、教育委員会だけの問題だけではなくて、町全体的な問題でもありまして、なかなかこれを解消するということになる現状難しいのではないかなというのが正直な状況ではございます。質問内容が非常勤の割合がどうしても多いのではないかとこのところ、質の担保として正規職員をもっと増やしていただけないかというところではあるんですけども、どうしても財政面の問題であったりとか、そういったところからなかなか抜本的に解消できるかという、現状としては少し厳しいんじゃないのかなということがございまして、この1番と同様なことが、22ページの5番も同様な記載があるかと思えます。今回の案にもどうしてもちょっと難しい状況であった旨のほうを入れさせていただいているんですけども、今年度改めてこれをまた入れるべきなのか、それとも一旦ここで取り除く形で行くのか、これについては今後ぜひ教育委員会のほうでもご協議いただきたいところではございますので、あらかじめその点をご留意いただけると幸いです。

では、続きまして、今のところまでというのは基本的には大きくは変えていない部分の構成に関してご説明させていただきました。逆に大きく変えた部分をご説明させていただきます。そちらが43ページ以降の内容でございます。

43ページ以降につきましては、町の大きな総合計画、こちらの推進に関するところがございます。この総合計画を中心として、もちろん町の事業及び教育委員会に関する事業も同様に動いております。こちら、もちろん実際にできたかどうか、どのように実施ができたかというところに関しては、今ご説明させていただいております自己点検評価、あとはこの総合計画につきましては、また別途、進行管理調書という形で毎年度状況のほうを確認させていただいてございまして、それで教育委員会全般としての教育行政の評価を行っているという状況でございました。

この総合計画なんですが、前年度は令和2年度事業実績に関するところで、その母体となる総合計画が第1次の総合計画とさせていただきました。これがちょうど令和2年度で一度区切りができたものでございましたので、前年度については令和2年度で一旦全ての記述というものは切らせていただいたものでございます。今回の令和3年度事業実績というのはちょうど第2次からのものでございまして、そうなってくると目標となる指標とかも従来のものと少し変わって、今回満足度評価ということで、一つの指標として全てに反映をしていく形でございました。そこを今回配慮させていただいてございまして、43ページからの総合計画に掲げる2つの教育政策、ここについては、基本的には第2次総合計画の内容を全て反映させていただ

いたところでございます。

併せまして、指標に関する50ページ以降につきましては、これは第2次総合計画に今反映移行させていただいております満足度評価のほうとして、今回は記述を一度させていただいたところでございます。

表記としましては、令和3年度にちょうど事業ごとにアンケートを取りまして、そのアンケートを基に今後の目標と実績を立てていくという形をお取りさせていただいております。そのことを踏まえまして、事業ごとに満足度に関する目標と実績というのは、そういう意味で数値として今回は入れさせていただいたところでございます。

総合計画に関するところで、51ページのところで、こちらがCRTの内容でございます。こちらは先ほども出たお話ではあるんですが、これはあくまで案として今回ご提示させていただきたいところでございますが、旧前のところというのが3年生が入っていない状態で調べてお出しさせていただいたところございました。ただ、今回CRT検査についても3年生以上ということで修正を教育振興基本計画でさせていただいていたという経緯もありまして、3学年を改めて入れたらいかかというところで、今回はあくまで案の段階では一度入れさせていただいております。数値の部分も昨年度実績の反映のほうをさせていただいたところございました。

以降、56ページにつきましては、同様に総合計画の内容を全て盛り込んだ状態かつ、指標のほうを改めて満足度調査の指標に全て切り替えた状況でございます。

57ページ以降につきましては、こちらのほうではまだこの場ではお示しができないので、これから評価委員会の開催なり教育委員会の定例会なり臨時会なりというところで意見を聞きながら調整していく段階でございますので、57ページ以降につきましては、これは昨年度同様なんですけれども、これから順次報告していくという作業に入っていくところでございますので、本日に関しまして57ページ以降はまだ記載という段階でお示しという形とさせていただいております。

まずは最初のご説明であります評価報告書の部分については、昨年度からの修正点、切り替えたところでの説明をさせていただきました。

こちらにも内容に則した形で、これをどのように今後評価報告書を進めていくのかというところではあるんですが、こちらに関しましては、先ほどご確認いただきました令和3年度の、昨年度のスケジュールのほうをご覧いただきたいところでございます。

基本的に、これが昨年度の策定までの一連の流れでございました。昨年度6月28日が本日

の6月27日に相当する定例会の会議でございました。昨年度が一旦のご提案のご提示と今後のスケジュールという形でお示しいただいたところでございます。そこから少し期間のほうを設けさせていただきまして、実際に今回既にご覧いただいたところで、報告書のところに対するご意見、こちらを、もちろんこの場だけでは難しい部分がありますので、少しお時間のほうを、意見を集約する期間というものを設けさせていただきました。そちらは昨年度で10日ほど設けさせていただきまして、その後、少し意見のほうを修正させていただいた後に、評価委員で事前に報告書の案という形で送付させていただいております。

その後、7月16日に昨年度は評価委員会を開催させていただきまして、そこで評価委員会からのご意見を、まず暫定的に7月20日、ちょうど昨年度の定例会の告示に合わせる形で、まず暫定意見という形を集約させていただいていました。その後、7月26日の定例会、こちらで評価委員会のご意見と今後の予定の修正案、こちらを中間報告という形で昨年度お示しをさせていただきまして、一度お示ししたということでございます。

その後、改めて教育委員会からのご意見と、随時評価委員会からのご意見をいただいたところではございました。評価委員会のご意見については、一旦7月20日で暫定のものには教育委員会用として一度お作りさせていただいていたんですけども、少し細かいところがどうしてもその後出ているところというのが昨年度の実績にありましたので、一応7月いっぱいまでは随時とさせていただいて、ここですとまだ個人ベースのご意見になってしまっているのが、翌月の8月2日の評価委員会で改めて評価委員会としてのご意見をまとめたというのが昨年度の経緯でございます。その後、そちらをまとめさせていただいて、あとは臨時会のほうを昨年度は10日に開催させていただいたところでございますので、こちらの臨時会で最終的な内容の確認させていただいたというところでございます。

その後、個別の表記的な部分、少しそこを事務局で微調整をさせていただいて、実際は8月中旬頃に策定したと。

その後につきましては、あとは議会のほうのスケジュールに載せる形でございます、議案調整会議、議案送付、全員協議会、そして今回というような流れで昨年度は実施しておりました。

おおむねこのあたりのスケジュール感については、本年度も同様のスケジュール感でいくのかなというふうに考えております。

こちらを基に、4年度のほうをぜひご覧いただきたいと思います。

まだちょっと空白が目立つところではございます。

恐れ入ります、こちらは今6月28日の定例会になっておりますが、失礼しました、6月27日でございます、おおよそ昨年度同様に、ここからまず教育委員さんのご意見というのを、少しお時間を設けさせていただきまして、意見集約をまずさせていただければと思っておるところでございます。昨年度は10日ほど取っていたというところがありまして、目安にはなるんですが、例えば7月6日水曜日、このあたりだとちょうど10日ぐらいの目安になるのかなということでございますので、例えばこちらで一度ご意見を集約させていただきまして、そちらの意見を反映させていただいたものを、昨年度同様、事前に評価委員さんにお届けして、そこで一度事前にご覧いただいた上で評価委員会を迎えるという形でいかがかなというふうには考えております。

実際の評価委員会の開催スケジュールにつきましては、この後来月の定例会の予定ということでのお話があるかと思いますが、一応2候補ほど考えております。第1候補としましては、7月13から15日の間、これが第1候補、この期間中のどこか。第2候補は翌週の連休明け、19から21日の間、このあたりで開催というふうに。これは①と②という形で、どちらかの期間で第1回目が開催できれば、ちょうど昨年度と同様のスケジュールに載せられるのではないかなと考えておるところでございます。こちらは評価委員さんのスケジュールもありますので、そこを設定してというところで最終的にはなるんですが、こちらのどこかで開催ができればというふうには考えております。

その後の期間調整については、基本的に昨年度と大きく変えるつもりはございません。そのほうが教育委員会定例会会議、昨年度も中間報告ということでさせていただきましたので、同様で評価委員会を終えた上での現段階というのをお示しさせていただき、その後教育委員さんからも改めてご意見をいただきまして、微調整した上で8月初旬頃に第2回の評価委員会、そちらが終了した上で臨時会を開催していただければ、そちらである程度内容を固めていけるのかなというふうには考えておるところでございます。

なお、2枚目に、現段階で町長部局から示されている議会のスケジュール、これはあくまでも4月当初の暫定のものでございますので多少前後あるかと思うんですが、現段階のもので示されているものでございました。おおむね昨年度と大きく差はないところがございますので、昨年度とある程度同じようなスケジュールであれば、そこまで滞りはなく進められるのではないかなというふうには考えられております。

こちらがスケジュールというところのご説明でございました。

続いて、こちらについてはぜひご協議いただきたいというところでの説明になりますが、昨

年度まではこちらの評価報告書と別冊で法令点検のチェックシートというのがありました。昨年度は大体70ページぐらいの報告書があったんですが、こちらについては実は従来から少し議論の余地があったというところの経緯がございまして、法令チェックシートというのはあくまでも法令に基づく事務執行をしたかというところでもございました。これは大前提がまず法令遵守であるということが、もちろん教育委員会としての事務執行をする上で最低限のことでございましたので、こちらはそもそもやっている前提が当たり前じゃないかというところが重々承知できたのかなといったところでもございます。もちろん報告書のように、やった上での指標数値がどうなのかとかそういうものであれば話は別なんですけど、法令チェックシートの本来の位置づけというのが、法令に基づいたものができたかどうかというのが大前提になるので、これはもうできているという前提でないと難しいんじゃないかというところでありまして、もしそうであれば、法令チェックシートは存在自体がそもそも要らないんじゃないかなというところで、実は今回法令チェックシートをお示しさせていただいていないところがそういった理由でもございました。ただ、こちらについては、もちろん教育委員会としてお出しするものでございますので、こちらの必要有無については改めて教育委員さんのほうでのご協議と案件としていただければ幸いです。

こちら全ての内容を踏まえまして、こちらが最後になりますけど、1枚もので評価委員会の会長宛てにこのような形で報告の依頼をお願いするというところで、教育委員会からの発出文書としてお出しいただいたのかなというところで、これが最後の協議内容というところでもございました。

今申し上げたところで、まず報告書の内容のご確認、修正点のご説明を一度させていただきました。今後のスケジュールについて2点目ご説明させていただきました。3点目が法令チェックシートの取扱い有無についてこちらでご協議いただきたいというようなご説明でもございまして、最後に評価委員会に対する報告依頼ということで、こういった内容でいかがでしょうかということの協議をいただきたい点がございましたので、以上4点についてご説明をさせていただきましたので、こちらふまえてご協議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

まず、案としてつくっていただいたんですけども、内容は昨年と項目的な部分については変わっていないということですよ。それで、これを今日初めて委員さん方に見てほしいということで提出したもので、中身の検討をいつまでがいいか、持ち帰って見てもらう上で、案とし

ては25日。

○教育総務課主事（青山裕也） 7月6日水曜日、これで大体10日ぐらいのイメージになりますので、昨年度も大体同じぐらいの期間を置かせていただいたというところもありましたので、それぐらいかなというふうには考えているところでございます。

○教育長（大友義孝） ひとつね、7月6日ごろにね。

それから、法令チェックシートのですね。

まず、総体的に中身についてじっくりと読まないと思分らないと思いますので、中身を読んでいただいた上で、内容的にここはこうあるべきじゃないとか、こうだったよねという部分を確認してもらって、7月6日まで事務局のほうに教えていただきたいということによろしいですか、その期間設けるということ。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） そして、その中身に係る日程的な部分を考えていくと、評価委員さんがいるので、評価委員さん方の都合もあると思うんですけども、前年並みに進めていきたいということで考えていますということですね。

それで、一番大きいのは法令チェックシートなんですけれども、先ほど説明があったように、もともと法令というのはそれに準じて行うことが原則ですね。だから、それをわざわざチェックシートを出してというところまで必要なのかという、ずっと議論はあったわけですね。この辺についてどうお考えなのか。今日もしよければ委員さん方から意見を頂戴した上でというやり方もいいんですけども、じっくりと考えてみて、やっぱり要るよねとか、やっぱりこれはなくてもいいんじゃないのということ、この部分については、法令チェックシートは作って、ある程度はあるのでね、だから出す、出さないだけの問題になってくると思うんです。今日何かご意見あったらいただきたいと思うんですけども。すぐ即答はできないですか。であれば、ちょっと時間を置いて、これも7月6日までに一緒に回答いただくということにさせていただければと思いますけれども、それでいいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのような形でお願いします。

あと、大きいのは、目標値として前年度の、令和3年度の事業展開の住民への報告というのが議会への報告と同じことになるので、決算も含めてなんですけれども、やっぱり9月の議会には示すのが一番いいだろうというふうには考えているところです。それに間に合うような形で進めていかななくてはならないということをご理解いただきたいというふうに思っております。

今日この場で何か、総体的な部分でご意見があれば頂戴したいんですが。なければこのような形で進めるということにさせていただいてよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのような形で段取りをしていきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

もう1件だけやりますか。

日程 第16 職員の人事管理について

○教育長（大友義孝） では、次に移りたいと思います。日程第16、職員の人事管理について協議をいただきたいと思いますが、少し簡単に説明をお願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私から職員の人事管理についてご説明のほうを申し上げさせていただきます。大変恐縮ですが着座にて失礼いたします。

既にお手元に資料のほう配付をさせていただきました、職員の人事管理についてというものでございます。こちらにつきましては、簡単などころだけ申し上げますと、法令、労働基準法という労務管理に絶対的に必要なこちらの法に基づく、必要な手続を保護させていただいてはどうかのかなというところでの協議案件でございました。

こちらにつきましては、まず1ページの一番上に概要というところを掲載させていただいております。こちらが今回主だった趣旨に該当するところでもございました。簡単なことを申し上げますと、教育委員会の部局に所属する町費負担職員、こちらについて正規・非正規全部踏まえてのところでもございますが、こちらについて、労働基準法に規定する（1）から（5）に関する事項について労使協定というもので、例えば労働者と使用者、こちらでいうと教育委員会の中で、労務に関する協定の締結が必要ではないかというところでもございます。

特段、こちらの（1）と（2）、こちらについては比較的恒常性のあるものでございますので、特段この2つについては必要ではないのかなというところが主だったところでもございます。

その概要の下に対象となる（1）以降の該当項目に対象となる職員を一通り入れさせていただいております。

こちらの職員の記載されている部分が、なぜこのような手続が必要なのかというところでもございまして、こちらについては2ページ目から3ページ目、ちょっと内容がボリュームとして

ありますので、一応掲載をまずさせていただいたというところでご説明をさせていただきます。

2ページから3ページに関して言うと、こちらも端的に申し上げますと、本来労働基準法の大枠のところ、大多数のところというのは、基本的には地方公務員になり、公務のところというのは該当しないというのが本来の法制度でございます。2ページでいうと地方公務員法の第58条第3項、こちらで労働基準法の該当しない項目というのは一通り掲載はさせていただいております。ただ、こちらでは先ほど念を押させていただきました、第36条の規定というものは載っておりません。こちらは時間外労働であり、休日労働のほうを命じることができます。そのためには労使協定を結んで、労働基準監督へ提出してくださいというのが大原則であるんですが、2ページ目の地方公務員法にはこれは載っておりません。逆に3ページ目の労働基準法の第33条及びその下の通達のほうで、実はそもそも要らないという旨については、公務の場合は適用できる旨が3ページのところで掲載されております。

なので、一般的には取っていないところがほぼなんです。ただ、ここで3ページのところの赤字にさせていただいたところがありまして、基本的には要らないんですけれども、「別表第一に掲げる事業を除く」という記述があります。実はここがすごく引っかかるところでございまして、この別表第一に掲げる事業というのが次の4ページに掲載されている、この赤字にさせていただきました第12号の教育という部分なんです。これが教育、研究または調査の事業とありまして、これは教育の事業であり研究の事業、調査の事業という形で、全部事業にかかっている形です。つまり、教育全般に関する事業であれば、先ほどの別表第一に掲げる事業を除く、つまり、例外規定は該当しないというような解釈が取れるんじゃないかというものであります。

こちらに関しましては、実は既に労働基準監督署のほうに照会を掛けていまして、公式見解を伺いました。公式見解としましては、基本的に必要という形でいただいております。現場の先生方だけのみならず、事務部局も本来は必要でありますということの見解をいただいております。

実際に、他市町村の状況はどうだったのというところで、実は今回簡易的に1枚もので今回お示しさせていただきました、北部関連の他市町村の教育委員会の状況でございます。冒頭に申し上げたとおり、ほぼしていないという状況でございました。ただ、例外的に大崎市のみ現場系の学校さんなり調理施設については既に届出をしているという回答はいただいておりますので、恐らくここに気づいていらっしまったのかなというようなところで認識をしておるところでございました。

ここを踏まえて、では今後、仮に労使協定をちゃんと提出して届出するまでということを前

提としたものが、もう一度1ページにお戻りいただきたいところでございますが、こちらの中
段以降、労使協定から届出までの流れというところに、一通りのものはお示しさせていただ
いたところでございます。

基本的に各事業所なので、各施設、事務局、学校、幼稚園、こういったところでおの
おの取るような形で考えております。労働者の代表者というのをしっかり候補を
かけまして、ご説明させていただいた上でこちらと先ほどの概要に掲載させていただ
いたものでご説明と協定を締結した上で、そのうち第36条に関する時間外・休日労働
については労働基準監督署にお届けするという形が一般的に該当する内容でござ
いますので、こちらのほうを想定しておるところでございます。

協定期間についてはおおむね1年から3年というのが労働局のほうで指し示されて
いるところでございますので、こちらについても応相談のところではござ
います。最大3年間有効になるというものでございますので、ある程度余裕をも
って結ぶことができるのではないかなというふうには考えられております。

なお、こちらの内容につきましては、別途9ページと10ページに美里町職員の勤務時間、
休暇等に関する規則というものが、町の職員としての勤務に関するものとありま
して、こちらの規則とある程度整合性を取った上で本協定の締結内容に結びつけ
られたらなというふうには、こちらも併せて考えておるところでございますので、
こちらまでのところをご確認いただいた上で、本協定の締結内容と、あとは労働
基準監督署の届出で今後必要ではないのかなというところのご協議のほうをいた
だけると幸いです。

説明は以上でございます。

- 教育長（大友義孝） 内容がちょっと難しいので、今日即座にご意見をくださいとい
ってもなかなかこれは難しいと思います。ちょっと中身を確認しておいていただ
きたいと思いますので、そういうことでよろしいですか。ちょっと簡単にい
かないところがあるので、内容が深すぎてですね、教育委員会として議論が
必要なかというところまでたどり着くところがあるので、その辺を踏まえて
協議しなければならないというものは協議していくという形を取らせてい
たきたいと思いますので、よろしいですかね、そういう進め方で。次長。
- 教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まず、率直に今のご説明を
させていただいて、内容が分かったでしょうか。恐らくほとんど分からないと思
います。というのは、この問題に対してこれまではどういう取扱いをしていた、
何が課題なのかという部分が、出た資料からは抜けているんですね。そし
て、どうするかということが書いてあります。では、どうした

らしいかという出口の部分ですね。入口の部分が分からないので、恐らくこれを見ても何のことなのか訳が分からないということになってくるんです。これまでどう取り扱ってきて、何に課題があって、それをどうするんだという、その具体的な説明を、ちょっと私今聞いていてする必要はあるのかなというふうに思っていて、事務局としてもそれを整理しないと、なかなか内容が事務局の中でも十分理解できないということなので、教育長がおっしゃったように、これは雇用の関係につきましては当然教育委員会が管轄しておるのですが、町長部局の総務課とくっついているというか、ある程度歩調を合わせてというか協議しながらというところもあると思いますので、そういうところも含めてしっかりと整理しながら結論を出していくというんですかね、そういうことが必要になってくるのではないかなと考えておりますので、基本的にはこれまでの経緯、内容が分かるようにこちらでも整理する必要があるのかなというふうに思いましたので、整理をさせていただいてというようなことで進めさせていただくということかなというところがございますので、これまでの経緯と課題、そこをしっかりと捉えて、その対応としてこれがこういう形でよろしいのかというようなところになるかと思えます。よろしくお願ひしたいというところがございます。

○教育長（大友義孝） そういうことでいいですよ。労働組合が組織するのがないのではなくてあるんだけど、単体の組合がないから代表者で構成するということからまず問題が発生しているので、つくればつくつたで、今度はそれに参画しない人がいる、いないでまた変わってくるし、これはちょっと労働関係なので、ちゃんと整理した上で行うべきものは行うという形を取らせていただくという事ですね。

○委員（佐藤キヨ） ちょっと全然知らないんですけども、教員の場合と町職の場合はどうなのか、どの程度の入り方というか、今組合に何で入っているという問題になっているじゃないですか。正規職員と会計年度任用職員どちらでも入れるとか、あるいはパーセントとか、美里の場合はどの程度なんですか。

○教育長（大友義孝） 管理職以外はほとんど入っているんじゃないかなと思うんですけども。ただ、本当は現業といって労働の中でも業務員さんとか調理員さんの部分はまた別個なんですよ。それから、青山さんからの話にあったように教育という部分は幼稚園の部分が含まれるんですけども、そこに今度は保育所という問題もあるんですよ。だから、そういった問題でやらなくてはなりませんよ、ああそうですねってすぐ人事管理の面で、36協定ってよく呼んでいるんですが、それがすかさずすぐできるかというのと、やはりよほど吟味しなくてはならない。それから、大崎市の場合だと、それぞれの学校、施設、給食センター、いろいろな場面で

の36協定というのが必要なんですけれども、その実態が1本で協定しているのかどうかも私分からないところがあるので、ここに結ばないと即効力というのは出てこないではなかったかなというふうにも、忘れてしまったところがあるので、あえて提案というか協議の案件ですので、きちんとした形で労使関係の協定は考えていかななくてはならないなというふうに思います。ちょっとその辺も含めて、整理した上で出していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、以上で今日説明をいただきました日程第16の職員の人事管理の面について、そういった形でございますので、よろしく願いしたいと思います。

その他

○教育長（大友義孝） それでは、その他に入ります。

1つ目が行事予定なんですけど、お示ししたとおりでありますのでお願いいたします。

それから2つ目です。ここに書いてありますように研究協議会があるんですけども、ご案内ということで通知を差し上げておりますので見ていただきたいと思います。これに関わって県とか東北とかいろいろとやっておりますので、内容を知っていただきたいということで示させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、もう1点大きいんですが、来月の定例会の日程なんですけれども、もともとは決めていただいておった日程があるんですけど、この日に議会のほうで7月会議が開催される予定になっているようなんですね。7月25日に予定されましたので。7月の議会は今日確認しましたら午後からということみたいなんです。午前中に社会を明るくする運動の講演会がありまして、それで議会は午後からだということになったので、教育委員会の定例会、さっきの教科書の採択の関係もあるので、どうしても29日まで、その週のうちにはどうしても定例会を開かなくてはならない状況になりました。皆さんが多分都合のいい日が29日の金曜日なのかなと思うところですが、あいにく29日は行事が入っておりまして、なかなか開催ができない状況になるんです。申し訳ないんですけども、28日しかないなというふうになりまして、佐藤委員はなかなか都合がつかないのかな。

○委員（佐藤キヨ） いえいえ、習い事が火曜日になったので、練習場の関係で。だから大歓迎です。これから火曜日を空けてくださると助かります。

- 教育長（大友義孝） では、28日は大丈夫ですか。
- 委員（佐藤キヨ） はい、大丈夫だと思います。
- 教育長（大友義孝） 留守委員、どうですか、28日。
- 委員（留守広行） はい。
- 教育長（大友義孝） 大森委員も。
- 委員（大森真智子） 大丈夫です。
- 教育長（大友義孝） では、7月28日木曜日ですが、この日に午後1時半から設定させていただきますので、よろしくお願いします。
- 各委員 「はい」の声あり
- 教育長（大友義孝） じゃあ、火・水はこれから避けるようにして。木曜日はオーケーになったということですね。分かりました、了解です。
- その他、事務局何かございますか。（「大丈夫です」の声あり）
- 委員さんからは特段いいですか。
- 各委員 「なし」の声あり
- 教育長（大友義孝） それでは、協議事項、その他案件、以上、本日の日程は全部終了いたしました。
- 以上をもちまして、令和4年度6月教育委員会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。
- 午後5時05分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年7月28日

署名委員

署名委員
